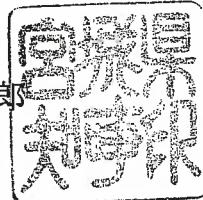




環政第150号
平成16年8月31日

経済産業大臣 中川昭一 殿

宮城県知事 浅野史郎



仙台火力発電所リプレース計画環境影響評価方法書について（提出）

平成16年6月4日付けで東北電力株式会社からのことについての意見の概要等の送付がありましたので、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7第1項の規定により、標記方法書について環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

なお、電気事業法第46条の8第1項による勧告に当たっては、本意見を十分勘案されますようお願いします。

担当 宮城県環境生活部環境政策課
環境影響評価班
TEL 022-211-2664
FAX 022-211-2669

仙台火力発電所リプレース計画環境影響評価方法書に対する意見

1 全般的な事項について

- (1) 環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）の作成に当たっては、施設、土地利用及び工事工程等の計画を可能な限り具体的に記述すること。
なお、施設計画は、最新技術を採用するなどして、可能な範囲内で環境影響の回避、低減に努めること。
- (2) 当該事業地域は「特別名勝松島」及び「県立自然公園」地域内にあることから、事業計画及び土地利用の計画については、地域特性を踏まえて環境に配慮すること。
なお、地域特性の把握は、さらに多くの文献等を参照すること。
- (3) 調査、予測及び評価の対象地域の設定が不明確であることから、環境要素ごとに対象地域の範囲とその設定理由を明確にした上で、調査、予測及び評価を行うこと。
また、調査、予測及び評価の手法の選定は、最新の科学的知見を基に適切に行うこと。
- (4) 評価の手法の選定に当たっては、本県が策定している「宮城県環境基本計画」等及び関係市町が環境の保全の観点から策定している同種の計画等に示されている目標と予測結果との間に整合が図られているかを検討し、その結果を準備書に記述すること。

2 個別の事項について

(大気環境)

- (1) 施設稼働時の窒素酸化物の予測に当たっては、当該事業の煙突と周辺住宅の位置関係が、「排ガス拡散数値モデルによる地形影響評価手法の開発」（電力中央研究所報告平成11年1月）の数値モデルに適合するかどうかを検証し、必要に応じて他の局地拡散モデルの採用を検討するなどして適切に行うこと。
- (2) 窒素酸化物の影響について、海風によるいぶし現象時を検討することとしているが、放射冷却等による安定成層形成時についても検討し、必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。

(地形・地質)

地形・地質に関する地域特性の把握が十分でないことから、沿岸海域土地条件図、沿岸海域地形図及び学術調査報告書等の文献も参照し、より多面的に調査した上で、その結果を準備書に記述すること。

(低周波音)

施設の稼働等に伴う低周波音の付近民家等への影響について検討し、必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。

(動物・植物・生態系)

- (1) 工事の実施に伴う動物への影響は評価項目として選定しないこととしているが、

陸域動物の重要な種が事業実施区域内の現有施設及びその周辺を生息域としている場合、工事の実施に伴う影響が考えられることから、生息域と工事実施区域との位置関係を明確にした上で、必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。

- (2) 環境影響評価方法書に示された生態系の類型区分の概要は、生態系の構成要素である地形・地質等の生息・生育基盤と動植物とのかかわりを示していないなど、生態系の概略把握としては不十分な内容であることから、生態系の各構成要素について適切な調査を実施し、その結果を基に類型区分を明らかにすること。さらに、各類型区分毎の構造や機能を明らかにし、上位性・典型性・特殊性の観点から注目種・群集を選定することにより、生態系の概略を把握すること。
- (3) 陸域動物の予備調査では、ハヤブサやイトトンボ等、事業実施区域及びその周辺地域を生息地としている可能性のある重要種が確認されたことから、周辺地域の現地調査を行うこと。さらに、陸域植物についても、現地調査を春季と秋季を含めた適切な期間に行うこととともに、陸域動物の調査範囲に整合した周辺地域の現地調査も行い、その上で生態系の把握を行うこと。
- (4) 既存資料及び予備調査でハヤブサ等の重要種が事業実施区域内で確認されており事業の実施に伴うこれら重要種への影響がある場合、生態系へも何らかの影響があることから、生態系の概略を把握した上で、必要に応じて生態系を評価項目として選定すること。
- (5) 海域動物及び海域植物の調査方法について、地域特性及び事業特性との関わりを示しながら調査地点や調査時期等の選定理由を明確にすること。また、海域動物及び海域植物の種の同定に当たっては、標本採取を実施するなどして、正確さを期すこと。

(景観)

本事業区域は、「特別名勝松島」地域内に位置していることから、眺望景観、囲繞景観、シークエンス景観に十分配慮し、施設の形及び色彩等の複数案について、ヒアリング調査、アンケート調査を実施するなど、可能な限り客観的に調査、予測及び評価を行うこと。また、調査・予測地点については、選定理由を具体的に示すとともに、必要に応じて追加すること。

(廃棄物等)

建設発生土を含めた廃棄物等に係る計画が明らかでないことから、本事業で発生する廃棄物等に関して、その発生量や搬出先を明らかにした上で、搬出先での環境への影響について、必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。

(温室効果ガス)

温室効果ガスについては、二酸化炭素を評価項目に選定しているが、六フッ化硫黄等の温室効果ガスの排出状況についても検討し、必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。